

# 令和8年第1回東洋町議会定例会会議録

(第 1 号)

令和8年3月5日(木)

東洋町議会

余 白

# 令和8年第1回東洋町議会定例会会議録

招集場所 東洋町役場 議会議場  
開 会 令和8年3月5日(木) 午前9時00分宣告

出席議員(8名) 議長 安岡 良仁 君 1番 今宮 幸太 君  
2番 岡 洋志 君 3番 大坪 千倫 君  
4番 高島 俊彦 君 5番 武山 裕一 君  
6番 田島 毅三夫 君 7番 廣田 斎史 君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため、会議に出席した者の職、氏名

町長 長崎 正仁 君  
副町長 伊吹 真貴博 君  
教育長 蛭子 浩久 君  
会計管理者 近藤 真人 君  
総務課長 築地 仲音 君  
税務課長 田岡 いずみ 君  
産業建設課長 大坪 靖幸 君  
産業建設課長 生田 憲一 君  
教育次長 生松 克祐 君  
住民課長 田岡 伊織 君  
住民課長 手島 憲作 君  
住民課長兼地域包括  
支援センター事務局長 堀川 歩 君  
産業建設課長補佐 足達 善亮 君  
住民課長補佐 奥村 忍 君  
代表監査委員 弘田 賀軌 君

本会議に職務のため、出席した者の職、氏名

議会事務局長 北川 晃彦  
事務局書記 手島 秀美

議事日程 別紙のとおり

議事のてんまつ 別紙のとおり

会議録署名議員 3番 大坪 千倫 君 4番 高島 俊彦 君

令和8年第1回東洋町議会定例会議事日程

(第1号)

令和8年3月5日(木) 午前9時開議

- [日程第1] 会議録署名議員の指名
- [日程第2] 会期の決定
- [日程第3] 議案第2号 地方自治法第203条の2の規定による職員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例の一部を改正することについて
- [日程第4] 議案第3号 町長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正することについて
- [日程第5] 議案第4号 東洋町火災予防条例の一部を改正することについて
- [日程第6] 議案第5号 東洋町立小学校設置条例の一部を改正することについて
- [日程第7] 議案第6号 東洋町国民健康保険税条例の一部を改正することについて
- [日程第8] 議案第7号 東洋町休憩所の設置及び管理に関する条例を定めることについて
- [日程第9] 議案第8号 東洋町火入れに関する条例の一部を改正することについて

- [日程第10] 議案第9号 東洋町簡易水道条例の一部を改正することについて
- [日程第11] 議案第10号 東洋町公共下水道条例の一部を改正することについて
- [日程第12] 議案第11号 令和7年度東洋町一般会計補正予算(第5号)を定めることについて
- [日程第13] 議案第12号 令和7年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)を定めることについて
- [日程第14] 議案第13号 令和7年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算(第2号)を定めることについて
- [日程第15] 議案第14号 令和7年度東洋町下水道事業会計補正予算(第3号)を定めることについて
- [日程第16] 議案第15号 令和7年度東洋町簡易水道事業会計補正予算(第2号)を定めることについて
- [日程第17] 議案第16号 令和8年度東洋町一般会計予算を定めることについて
- [日程第18] 議案第17号 令和8年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第19] 議案第18号 令和8年度東洋町国民健康保険事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第20] 議案第19号 令和8年度東洋町介護保険事業特別会計予算を定めることについて

- [日程第21] 議案第20号 令和8年度東洋町介護サービス事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第22] 議案第21号 令和8年度東洋町観光施設事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第23] 議案第22号 令和8年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第24] 議案第23号 令和8年度東洋町下水道事業会計予算を定めることについて
- [日程第25] 議案第24号 令和8年度東洋町簡易水道事業会計予算を定めることについて
- [日程第26] 議案第25号 東洋町過疎地域持続的発展計画の策定について
- [日程第27] 同意第2号 東洋町教育委員会の教育長の任命につき同意を求めることについて

議事のでんまつ

議長	<p>(安岡 良仁 議長)</p> <p>おはようございます。</p> <p>ただいまの出席議員は全員であります。</p> <p>よって、定足数に達しております。</p> <p>これより、令和 8 年第 1 回東洋町議会定例会を開会します。</p> <p>(開会時間：9 時 0 0 分)</p> <p>直ちに、本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布したとおり、会議録署名議員の指名、会期の決定のほか、議案として、条例 9 件、補正予算 5 件、当初予算 9 件、人事 1 件、その他 1 件の計 2 5 件であります。</p> <p>日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。</p> <p>地方自治法第 2 3 5 条の 2 第 3 項の規定により、監査委員から令和 7 年 1 1 月から令和 8 年 1 月分の例月出納検査の結果について、不都合は認められないとの報告が提出されています。</p> <p>次に、地方自治法第 1 9 9 条第 9 項の規定により、令和 8 年 1 月実施の随時監査の報告が提出されております。</p> <p>次に、閉会中の議員派遣 1 件について代表派遣議員から報告が提出されております。</p> <p>次に、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 8 条第 6 項の規定により、住民課から新型インフルエンザ等対策行動計画が提出されております。</p> <p>以上をもって、諸般の報告を終わります。</p>
----	---

町長

日程に入る前に、町長から行政報告について、発言の申出がありましたので、これを許します。

長崎町長。

(長崎 正仁 町長)

皆さん、おはようございます。

本日、令和8年東洋町議会第1回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、年度末の何かと御多用のところ、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

それでは本定例会の上程案件につきまして、執行部からは、議案として条例制定案1件、条例改正案8件、令和7年度の補正予算案5件、令和8年度各会計の当初予算案9件、その他1件、それから人事案1件の計25件を提出させていただきます。

議員の皆様方におかれましては、御審議のうえ、適切な御決定をいただきますようお願いを申し上げます。

提案に先立ちまして若干の行政報告を申し上げます。

令和8年度の一般会計当初予算についてでございます。

対前年度比では15.3パーセント減の35億6,587万5千円としております。

予算減額の主な要因といたしましては、前年度と比較をして大型事業費の減と工事の平準化を推進するために前年度繰越し予算を活用するため、普通建設事業費が54.1パーセント減額したことによるものであります。

本予算案の主な事業といたしまして、まず、人口減少対策を一層推進するため、新たに少子化対策イコール若者定住対策として、若年層の住宅取得に係る一部費用を支援するための住宅取得

奨励金制度を導入するための予算を計上しております。

次に、町民の皆様方から強い要望を受けております町内外への交通移動手段の確保に向けましては、令和7年度から庁内にワーキンググループを設置し、専門家を交えて協議をしましてまいりましたが、本格導入へ向けましての地域公共交通計画策定業務の予算を計上しております。

次に、甲浦保育園の高台移転事業につきましては、高台造成の設計へ着手し、併せて開発許可へ向けての事務に入っておりますが、それと並行いたしまして、新築園舎建設へ向けての基本設計費用の予算を計上しております。

基本設計では、園舎の建設にかかる規模、配置、導入機能などについて、園関係者参加型のワークショップを開催する計画としております。

次に、本町議会では、デジタル化に関する特別委員会が設置されておりますが、議会のデジタル化を推進するためのタブレット端末整備に係る予算を計上しております。

また、児童生徒1人1台のタブレット端末の再整備にかかる費用も併せて予算計上しております。

次に、災害時に備えての避難所運営機能強化と、児童生徒の熱中症対策として、小学校体育館と甲浦公民館へ空調設備を整備するための予算を計上しております。

なお各施設とも空調設備の設計業務を発注済みで、7月末に業務を完了する予定であります。

最後に昨年10月の地区懇談会における各地区からの要望に対しましては、速やかに実行してまいりましたが、未執行分につきましては、優先するものから随時予算化を図り実行をしております。

要望の中には、県が事業主体であるものも含まれておりますので、それにつきましては、要望活動を行い課題解決へ向けて取り組んでまいります。

次に令和7年度繰越事業等についてでございます。

複数年契約請負、次年度繰越明許について、まず二箇年計画で整備を進めておりますデジタル防災行政無線整備につきましては、親局と子局の機器設計業務を経て、本年2月18日に四国総合通信局より無線更新に係る周波数の内示をいただきました。

今後は、親局と子局の製作と同時に機器類の設置作業へ入り、本年12月中に設置を完了し、令和9年4月からの運用開始を目指しております。

次に自然休養村管理センター改修工事は、本年3月末に詳細設計の完了を見込んでおり、発注後は6か月間の工期を計画しております。

工事期間中の同施設は休館となりますが、道の駅東洋町で販売する総菜や加工品の調理は隣接するホテルの厨房を代替施設として利用させていただくと伺っております。

次に工事の平準化を目的として、町道2路線、林道1路線、橋梁1橋の工事費予算を繰越しております。

令和8年度の維持修繕に係る普通建設工事費は、発注状況、工事の進捗状況、町内建設業者の請負状況に留意しながら、補正予算で対応することとしております。

次に、野根小中一貫校への移行についてでございます。

昨年開会の東洋町子ども議会において、生徒から野根小中学校の存続への取組強化について御質問を頂いたところであります。

昨年12月の第4回定例会でも御報告いたしました。野根地区の学校存続へ向けまして野根小中一貫校へと移行し、野根小学

校を拠点とするために、その移転費用の予算を計上しております。

2学期の開校を目指しておりますが、それまでは、野根中学校へ児童生徒が通学するために、野根小学校の住所を変更するための条例改正案もあわせて提出をさせていただいております。

野根小中学校の児童生徒数は小学生1名、中学生5名の全校生徒、児童生徒6名からのスタートを予定しております。

同校には山村留学制度を導入しておりますが、令和8年度入学の希望者はいたものの、結果0名に終わった背景には、山村留学を希望する家族の住居がないというところにあります。

野根小中学校における学習の取組や、地域の景観は申し分ない環境が整っておりますので、学校区である野根地区内への住居確保の取組を強化して子ども達が暮らす野根地区、子ども達の声がする学校の存続へ向けまして取り組んでまいりますので、議員の皆様、町民の皆様方も、どうか住居確保に御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

次に国保、国民健康保険税の引上げについてでございます。

平成30年度の国保制度改革により、県内国保の保険料水準の統一に向けた取り組みにつきましては、令和4年8月22日の知事、市町村会議の中での合意確認を受けまして、令和12年度の保険税統一へ向けて急激な保険税の引上げとならないよう、段階的に保険税の引上げを行っているところであります。

本町では令和5年度と令和7年度に保険税の引上げを行っておりますが、令和8年におきましても、県から示されております保険税率をもとに、県内国保の保険料水準の統一へと近づけるための税率の見直しをすることにつきまして、2月26日開催の国民健康保険事業運営協議会にお諮りをし、御決定を頂いたところ

でありますので、条例改正案を提出させていただいております。

被保険者の皆様方には御負担をおかけすることとなり、大変心苦しく思いますけれども、御理解、御協力賜りますようお願いを申し上げます。

次に、地域商品券の配布についてでございます。

国からの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用いたしまして、物価高騰による負担軽減策として、町民の皆様方1人当たり3万円分の地域商品券を配布するための予算を計上させていただいております。

本年3月末までの配布完了を予定しておりまして、4月から12月末まで、町内32店舗で御利用できます。

続いて子育て応援手当給付金についてでございます。

県から物価高騰対応子育て応援手当支給事業費補助金の交付決定をいただき町内在住の児童手当受給者の方を対象に、18歳までの子ども1人当たり2万円を給付しております。

対象者は315名予定しており、2月末までに300名への給付が完了し、給付率は95.2パーセントで、本年3月末までの完全給付を目指しております。

次に高知県消防広域化の取組についてでございます。

令和7年度に高知県消防広域化基本計画あり方検討会が発足し、県内15消防本部を統一する消防広域化へ向けての検討を重ねているところであります。

令和9年の法定協議会の設置に向けまして、令和8年度には、消防本部機能の統合へ向けた実施計画を策定するための任意協議会を設置する運びとなっております。

現時点では令和10年度に広域連合を発足し、令和11年度には、通信指令業務を除く消防本部機能の統合を目指し、完全広域

化は令和16年度を目標としております。

次によさこい高知文化祭についてでございます。

本年10月25日から12月6日まで、いよいよ国内最大規模の芸術の文化の祭典、よさこい高知文化祭2026が開催をされます。

本年はちょうど50回目という節目を迎えられます東洋町文化祭もその祭典の中で地域文化の発信事業という位置づけとして開催されることとなっております。

文化芸術に携わる多くの町民の皆様方からは、より多くの作品を出展していただき、その作品が全国に向けて広く周知をされ、本町の文化芸術の振興にさらに磨きがかかりますとともに本町の魅力発信にもつながることに期待をしているところであります。

本祭典を記念いたしまして、本町ではよさこい鳴子踊りの練り歩きや東洋町食文化体験を企画しており、そのための予算を計上させていただいております。

次に四国8の字ネットワーク道路整備についてでございます。

四国8の字ネットワークの徳島南部道路のうち、小松島南インターチェンジから阿南インターチェンジまでの区間が本年3月8日に開通いたします。

阿南安芸自動車道の未事業化区間ではありますが、徳島県南部の美波、牟岐間につきましては、令和7年2月から、計画段階評価を実施中で道路利用の第1回アンケート調査も実施をしたところであります。

同じく牟岐海部間につきましては、平成30年に都市計画決定をいただいているところでありますが、事業化決定には至っておりません。

これらの状況を踏まえて、令和8年度も未事業化区間の早期事業化によります四国8の字ネットワークの全線事業化に向けまして、高知県徳島県関係市町村長及び議会議長とともに、国に対して強く要望活動を実施してまいります。

本町におきましては、甲浦インター線の道路整備へ着手しておりますが、次年度は簡水施設の移設が計画されており、本線となる海部野根道路では、下水管の移設、野根安倉道路では、野根川橋下部工事へ着工する計画と伺っております。

次にライフビジョンの普及促進についてでございます。

本町ではスマートフォンをお持ちの方々を対象に、広報とうようや東洋町議会だよりをはじめ、町の暮らしの情報、議会放送など、音声による放送機能により御覧頂けるアプリケーションライフビジョンのサービスを行っております。

外出先でも町内放送や行政情報、災害情報などが自動的に配信され大変便利です。町民の皆様方にぜひ御利用頂けたら幸いに思います。

結びに春の訪れをあらわします桜の開花は3月22日と予想されております野根川の桜並木を背景に、第28回野根川さくら祭りが4月4日に開催されることとなりましたので、皆さまお誘いあわせのうえ、お越しいただきますよう御案内申し上げます。

以上簡単でございますけれども、令和8年東洋町議会第1回定例会の行政報告とさせていただきます。

御清聴ありがとうございました。

(安岡 良仁 議長)

町長の行政報告が終わりました。

日程に入ります。

議長

議会運営委員長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、議会会議規則第126条の規定により3番、大坪千倫君並びに4番、高島俊彦君を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

議会運営委員会で検討されておりますので、委員長の報告を求めます。高島議会運営委員長。

(高島 俊彦 議会運営委員長)

皆さま、おはようございます。

令和8年第1回定例会議会運営委員会の報告を行います。

3月2日に議会運営委員会を開催し、本定例会の会期並びに運営等について協議いたしました結果、本定例会の会期は、本日5日から3月13日金曜日までの9日間とする。

次に、運営につきましては、本日の開会日に提出者から提案理由の説明を受け、本日5日の本会議散会後から委員会及び議案審査のため休会、12日に再開し一般質問、13日に審議、採決を行う。

次に、議案質疑は一問一答方式の時間制とし議案全体で質疑と討論を合わせて時間を1人1時間以内とする。また、執行部の答弁時間も1時間以内とする。質疑、討論、答弁は簡潔に行うこととする。

次に、一般質問については一問一答方式の時間制とし、質問全体で質問時間を1人40分以内とする。また、執行部の答弁時間も40分以内とする。なお、一般質問及び議案質疑については、議会会議規則第64条の2の規定により反問権を行使すること

ができる。また、反問権も制限時間に含めることとする。

次に、議案質疑の通告期限は3月9日月曜日正午まで、一般質問の通告期限は3月6日金曜日正午までとする。

以上のように決定いたしました。

これで議会運営委員会からの報告を終わります。

(安岡 良仁 議長)

議会運営委員長の報告が終わりました。

ここでお諮りします。

ただいまの委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日から3月13日までの9日間としたいと思いますが、

これにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月13日までの9日間と決定いたしました。

日程第3、議案第2号、地方自治法第203条の2の規定による職員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例の一部を改正することについての件から日程第26、議案第25号、東洋町過疎地域持続的発展計画の策定についてまでの24件をこの際、一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。

よって、さよう決しました。

直ちに、提出者の説明を求めます。

長崎町長。

議長

町長

(長崎 正仁 町長)

それでは、議案提案理由説明書の1ページからお願いをいたします。

議案第2号、地方自治法第203条の2の規定による職員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めます。令和8年3月5日提出でございます。

提案理由についてでございます。

最近における物価高騰や民間企業の賃上げなど、社会情勢を考慮し、各委員等の報酬額を引き上げるために、本条例を改正しようとするものでございます。

なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

続いて2ページからお願いいたします。

議案第3号、町長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めます。令和8年3月5日提出でございます。

提案理由についてでございます。

東洋町特別職報酬等審議会答申書の意見を踏まえ、近隣町との均衡を図るため、町長等の給与を引き上げるために本条例を改正しようとするものでございます。

なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

続いて議案第4号、東洋町火災予防条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めます。令和8年3月5日提出でございます。

提案理由についてでございます。

今回の主な改正理由は、近年発生した大規模林野火災を受け、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等によって、林野火災予防の実効性を高めるための改正、また対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正等に伴い、本町の条例を改正しようとするものでございます。

なお、内容につきましては総務課長が説明をいたします。

4 ページからお願いいたします。

議案第 5 号、東洋町立小学校設置条例の一部を改正することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めます。

令和 8 年 3 月 5 日提出でございます。

提案理由についてでございます。

令和 8 年 4 月 1 日からの野根小中学校一貫校に伴い、野根小学校の位置を変更するため、本条例を改正しようとするものでございます。

なお、内容につきましては、教育次長が説明をいたします。

議案第 6 号、東洋町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めます。令和 8 年 3 月 5 日提出でございます。

提案理由についてでございます。

平成 3 0 年度に都道府県を財政運営の責任主体とし、市町村とともに保険者となる制度改革が行われました。

高知県でも令和 4 年 8 月に県内国保の保険料水準統一などの

基本方針について、県と市町村長の基本方針の合意確認が行われ、県内国保運営統一に向けての取組が行われております。

それに伴い、保険料水準の統一に向けて、県から提示されている標準保険料率を参考に、本条例を改正しようとするものでございます。

なお、内容につきましては、税務課長が説明をいたします。

続いて6ページからお願いいたします。

議案第7号、東洋町休憩所の設置及び管理に関する条例を定めることについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めます。令和8年3月5日提出でございます。

提案理由についてでございます。

野根地区に休憩所の整備が完了することに伴い、その名称と位置並びに管理等を定める必要があることから、本条例を制定するものでございます。

なお、内容につきましては、産業建設課長が説明をいたします。

続いて議案第8号、東洋町火入れに関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第11項第1号の規定により議会の議決を求めます。令和8年3月5日提出でございます。

提案理由についてでございます。

東洋町火災予防条例の改正に伴い、林野火災に関する注意報等が発令された場合における火入れの制限を行うことができるよう、本条例を改正しようとするものでございます。

なお、内容につきましては、産業建設課長が説明をいたします。

続いて8ページからお願いいたします。

議案第 9 号、東洋町簡易水道条例の一部を改正することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めます。令和 8 年 3 月 5 日提出でございます。

提案理由についてでございます。

本条例第 9 条 1 項中に定める指定工事業者について、災害その他非常の場合に、町長が他の市町村の指定を受けた工事業者による、給水装置工事を行わせることができるよう、本条例を改正しようとするものでございます。

なお、内容につきましては、産業建設課長が説明をいたします。

続いて、議案第 1 0 号、東洋町公共下水道条例の一部を改正することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めます。令和 8 年 3 月 5 日提出でございます。

提案理由についてでございます。

本条例第 6 条において、指定業者でなければ排水設備等の工事を行ってはならないと定められているため、災害その他非常の場合に、町長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせることができるよう、本条例を改正しようとするものでございます。

なお、内容につきましては、産業建設課長が説明をいたします。

続いて 1 0 ページからお願いいたします。

議案第 1 1 号、令和 7 年度東洋町一般会計補正予算第 5 号を定めることについて、地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めます。令和 8 年 3 月 5 日提出でございます。

提案理由についてでございます。

歳入歳出それぞれ 5, 8 9 5 万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 2 億 8, 4 9 0 万 7 千円とするものでございま

す。

歳入では地方交付税、国庫及び県支出金、繰入金、諸収入、町債を計上しております。

歳出では事業完了等に伴う不用額の減額と、住民基本台帳ネットワークシステム改修委託料、介護保険事業特別会計繰出金、観光施設事業特別会計繰出金、空き家対策総合支援事業補助金返還金、常備消防運営費負担金、救護所用防火備蓄用品購入費などを計上しております。

なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

続いて議案第12号、令和7年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第4号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求めます。令和8年3月5日提出でございます。

提案理由についてでございます。

歳入歳出それぞれ144万2千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,416万1千円とするものでございます。

歳入では繰入金を計上しております。

歳出では一般会計繰出金、介護給付費還付金、介護給付費準備基金積立金を計上しております。

なお内容につきましては住民課長兼地域包括支援センター事務局長が説明をいたします。

続いて12ページからお願いいたします。

議案第13号、令和7年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算第2号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求めます。令和8年3月5日提出でござ

います。

提案理由についてでございます。

歳入歳出それぞれ追加はなく、予算の総額を歳入歳出それぞれ  
2,164万6千円と定めております。

歳入では観光施設事業収入を減額し、繰入金と同額追加して  
おります。

なお、内容につきましては、産業建設課長が説明をいたします。

続いて議案第14号、令和7年度東洋町下水道事業会計補正予  
算第3号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の  
規定により議会の議決を求めます。令和8年3月5日提出でござ  
います。

提案理由についてでございます。

資本的支出において、下水道管引込工事で40万円を計上して  
おります。

なお、内容につきましては、産業建設課長が説明をいたします。

続いて14ページからお願いいたします。

議案第15号、令和7年度東洋町簡易水道事業会計補正予算第  
2号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定  
により議会の議決を求めます。令和8年3月5日提出でございま  
す。

提案理由についてでございます。

起債の利率を変更するために補正予算計上をしております。

なお、内容につきましては、産業建設課長が説明をいたします。

議案第16号、令和8年度東洋町一般会計予算を定めることに

ついて、地方自治法第211条第1項の規定により議会の議決を求めます。令和8年3月5日提出でございます。

提案理由についてでございます。

予算の総額を歳入歳出それぞれ35億6,587万5千円と定めております。前年度比で6億4,612万8千円、15.3パーセントの減となっております。

また、債務負担行為の限度額を示し、地方債の借入限度額を3億4,620万円、一時借入金の最高限度額を5億円と定めております。

令和8年度の主な事業として、地域公共交通計画策定業務委託料、物価高騰対応重点支援事業費、固定資産地番図家屋図電子化委託料、甲浦保育園高台移転新設工事基本設計委託料、洪水浸水ハザードマップ作成委託料、児童生徒及び教職員用タブレット端末購入費、野根小学校駐車場整備工事費、野根小学校及び体育館空調設備設置工事費、甲浦小学校体育館及び甲浦公民館体育館空調設備設置工事費などを計上しております。

なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

続いて16ページからお願いいたします。

議案第17号、令和8年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を定めることについて、地方自治法第211条第1項の規定により議会の議決を求めます。令和8年3月5日提出でございます。

提案理由についてでございます。

予算の総額を歳入歳出それぞれ5,270万8千円と定めております。

歳入では繰入金、諸収入などを計上しております。歳出では事

業費、前年度繰上充用金などを計上しております。

なお、内容につきましては、住民課長が説明をいたします。

続いて議案第18号、令和8年度東洋町国民健康保険事業特別会計予算を定めることについて、地方自治法第211条第1項の規定により議会の議決を求めます。令和8年3月5日提出でございます。

提案理由についてでございます

予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,660万円と定めております。

歳入では、国民健康保険税、県支出金、繰入金などを計上しております。

歳出では、保険給付費、国民健康保険事業費納付金などを計上しております。

なお、内容につきましては、住民課長が説明をいたします。

続いて18ページからお願いいたします。

議案第19号、令和8年度東洋町介護保険事業特別会計予算を定めることについて、地方自治法第211条第1項の規定により議会の議決を求めます。令和8年3月5日提出でございます。

提案理由についてでございます。

予算の総額を歳入歳出それぞれ5億6,320万4千円と定めております。

歳入では保険料、国庫及び県支出、支払基金交付金、繰入金などを計上しております。歳出では保険給付費、地域支援事業費などを計上しております。

なお、内容につきましては、住民課長兼地域包括支援センター

事務局長が説明をいたします。

続いて議案第20号、令和8年度東洋町介護サービス事業特別会計予算を定めることについて、地方自治法第211条第1項の規定により議会の議決を求めます。令和8年3月5日提出でございます。

提案理由についてでございます。

予算の総額を歳入歳出それぞれ1,873万4千円と定めております。

歳入ではサービス収入、繰入金を計上しております。歳出ではサービス事業費、予備費を計上しております。

なお、内容につきましては、住民課長が説明をいたします。

続いて20ページからお願いいたします。

議案第21号、令和8年度東洋町観光施設事業特別会計予算を定めることについて、地方自治法第211条第1項の規定により議会の議決を求めます。令和8年3月5日提出でございます。

提案理由でございます。

予算の総額を歳入歳出それぞれ2,879万9千円と定めております。

歳入では観光施設事業収入、繰入金を計上しております。歳出では体験交流施設事業費、駐車場事業費などを計上しております。

なお、内容につきましては、産業建設課長が説明をいたします。

続いて議案第22号、令和8年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を定めることについて、地方自治法第211条第

1項の規定により議会の議決を求めます。令和8年3月5日提出でございます。

提案理由についてでございます。

予算の総額を歳入歳出それぞれ4,982万円と定めております。

歳入では後期高齢者医療保険料、繰入金などを計上しております。歳出では後期高齢者医療広域連合納付金などを計上しております。

なお、内容につきましては、住民課長が説明をいたします。

続いて22ページからお願いいたします。

議案第23号、令和8年度東洋町下水道事業会計予算を定めることについて、地方公営企業法第24条第2項の規定により議会の議決を求めます。令和8年3月5日提出でございます。

提案理由についてでございます。

収益的収入では、下水道使用料、他会計補助金などで1億1,350万8千円、収益的支出では、施設の維持管理費、減価償却費などで1億771万3千円でございます。

資本的収入においては、企業債などで1億253万円、資本的支出では、企業債の償還金などで1億1,080万4千円とするものであります。

なお、内容につきましては、産業建設課長が説明をいたします。

続いて議案第24号、令和8年度東洋町簡易水道事業会計予算を定めることについて、地方公営企業法第24条第2項の規定により議会の議決を求めます。令和8年3月5日提出でございます。

提案理由についてでございます。

収益的収入では、水道料金、他会計補助金などで8,581万8千円、収益的支出では、施設の維持管理費、減価償却費などで8,144万4千円でございます。

資本的収入においては、企業債などで8,230万円、資本的支出では、耐震管路整備工事費、企業債の償還金などで1億827万9千円とするものであります。

なお、内容につきましては、産業建設課長が説明をいたします。

続いて24ページをお願いいたします。

議案第25号、東洋町過疎地域持続的発展計画の策定について、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により議会の議決を求めます。令和8年3月5日提出でございます。

提案理由についてでございます。

本町では過疎地域自立促進特別措置法に基づき、令和3年度から令和7年度までの5か年計画を策定しておりますが、計画期間が満了となることから、新たに令和8年度から令和12年度までの5ヶ年計画を策定しようとするものでございます。

なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

(安岡 良仁 議長)

築地総務課長。

総務課長

(築地 仲音 総務課長)

おはようございます。

それでは、議案第2号、地方自治法第203条の2の規定による職員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例の一部を改正することについて御説明いたします。

議案関係資料の1ページ、新旧対照条文1ページをお開きください。

今回の改正は、最近における物価高騰や民間企業の賃上げ、人事院勧告に伴う職員給与の増額や本町の議会議員報酬の増額改正などを踏まえ、各委員等の報酬額を引き上げるために本条例を改正しようとするものでございます。

新旧対照条文により御説明をさせていただきます。

左側が現行で右側が改正後案となります。資料のご用意大丈夫でしょうか。すいません。そうしましたら説明を再開させていただきます。

左側が現行で右側が改正後案となります。下線部が改正の箇所となっております。委員長及び委員等の報酬額をそれぞれ13パーセント引き上げる改正でございます。教育委員会の委員は、2万8,200円に、選挙管理委員会の委員長は6,700円に、委員は5,600円に、監査委員は7,900円に、農業委員会の会長は7,900円に、委員は6,700円に改正をしております。

2ページをお願いします。

農地利用適正化推進員は6,700円に、その他の会長及び委員長は6,700円に、委員は5,600円にそれぞれ改正をしております。選挙長から開票立会人につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律が令和7年6月4日に公布及び施行されたため、令和7年6月議会において既に報酬額の改正を行っておりますので、今回の改正は

ございません。

5 ページをお願いします。

左側の現行小学校及び中学校嘱託医、嘱託薬剤師、嘱託歯科医につきましては、安芸郡市の学校医の区分及び報酬額を参考にそれぞれ見直しを行っております。学校医の内科は1校につき年額6万7千円に、薬剤師は1校につき年額2万7千円に、歯科は1校につき4万2千円に。

6 ページに移ります。

また、児童生徒割といたしまして、1人につき310円にそれぞれ改正をしております。

議案関係資料の5 ページをお願いします。こちらになります。

5 ページでございます。

附則、この条例は令和8年4月1日から施行するとしております。以上でございます。

つづきまして、議案第3号、町長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正することについて御説明いたします。

議案関係資料は6 ページ、新旧対照条文は8 ページをお願いします。

この条例は、12月議会に上程をしておりましたが、答申内容とはいえ、引上げ額が大き過ぎたため、議案を撤回をさせていただきました。

再度検討をし、改めて今議会に上程するものでございます。

御手元に議案第3号関係資料としまして、東洋町特別職の報酬等の額について答申を、また、議案関係資料2で町村長等の給料月額として、安芸郡の3町の町長等の給料月額と平均給料月額を掲載をさせていただいておりますので御覧ください。

東洋町特別職報酬等審議会の答申書の意見を踏まえ、近隣町との均衡を図るため、町長等の給与の引上げるため本条例を改正するものでございます。

新旧対照条文により御説明をさせていただきます。

安芸郡の3町の平均給料月額をもとに、町長の給料月額を63万5千円から70万2千円に、副町長の給料月額を55万3千円から61万1千円に、教育長の給料月額を51万7千円から56万4千円にそれぞれ引き上げる改正としております。

議案関係資料の6ページをお願いします。

施工期日は、附則第1条のとおり、公布の日以降において初めてその期日を告示される地方公共団体の長の選挙により選出される東洋町長の任期が始まる日から施行するとしております。以上でございます。

つづきまして議案第4号、東洋町火災予防条例の一部を改正することについて御説明いたします。

議案関係資料7ページ、また、A3の資料になりますが、議案第4号関係資料と第2条関係を御手元をお願いします。2種類ございます。

今回の主な改正理由は、近年発生した大規模林野火災を受け、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等によって、林野火災予防の実効性を高めるための改正、また、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正等に伴い、本町の条例を改正するものでございます。なお、今回の改正において、室戸市火災予防条例に合わせる改正も行っております。

議案第4号関係資料こちらを御覧ください。

左側が室戸市の火災予防条例で、右側が本町の火災予防条例となっております。今回の条例改正をするにあたり、室戸市の火災予防条例と比較をしたものが、こちらの資料となります。

室戸市の火災予防条例と章や条を合わせるため、今回一部改正とさせていただきます。以前から改正されている条文につきましては、今回は説明を省略させていただきますことを御了承願います。こちらの比較表につきましては、後ほど御参照願います。

議案関係資料 7 ページをお願いします。

第 1 条と第 2 条に分けて改正をしております。

まず、第 1 条につきましては、3 行目になりますが、目次及び本則を次のように改めるとしており、目次以下は室戸市の条例内容を反映させていただいております。なお、消防長としている箇所については、本町では町長と改めております。

8 ページをお願いします。

室戸市が 1 2 月議会において条例改正を行った箇所をグレーで色付けをしております。こちらの改正内容のみ御説明をさせていただきます。

第 3 章の 3、林野火災の予防（第 2 9 条の 8、第 2 9 条の 9）を加えております。近年発生した大規模林野火災を受け、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等によって、林野火災予防の実効性を高めるための改正を盛り込むものでございます。

5 4 ページをお願いします。5 4 ページでございます。

第 2 9 条、火災に関する警報の発令中における火の使用の制限では、法第 2 2 条、第 3 項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。を加えております。これにより、火災に関する警報は消防法第 2 2 条第 3 項に規定する火災に関する警報であること

を明記しております。

65ページをお願いします。

林野火災の予防に関する新たな章を加えております。

第3条の3、林野火災の予防、林野火災に関する注意報として、第29条の8では、町長は、気象の状況が山林原野等における火災の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

第2項では、前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、町の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

67ページをお願いします。

3項では、町長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。としております。

次に、林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限として、第29条の9では、町長は、林野火災の予防を目的として、火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。としております。

101ページをお願いします。

これはちょっとグレーではないですけれども進めます。

第42条の3、屋外催しに係る防火管理についてです。

102ページをお願いします。

第1項第3号において、第45条を、第45条1項と改めております。

これは、第45条に第2項が新設をされたことによる改正でござ

ざいます。

106ページをお願いします。

第45条、火災と紛らわしい煙等を発する恐れのある行為等の届出では、第1項第1号において、火災と紛らわしい煙または火災を発する恐れのある行為にたき火を含む。を加えております。

これにより火災と紛らわしい煙等を発生する恐れのある行為にたき火が含まれることを明記しております。

107ページをお願いします。

同条第2項において、町長は前項各号に掲げるそれぞれの行為について届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。を加えております。これによりそれぞれの行為について届出の対象となる期間並びに区域を指定することができる。こととしております。

議案関係資料の139ページをお願いします。

次に、第2条について御説明をいたします。上から6行目から改正条文を載せておりますが、A3資料の、すいませんいろいろ変わりますが。議案第4号、第2条関係を御覧ください。第2号関係資料により御説明をさせていただきます。

対象火気設備等の設置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正等に伴い改正するものでございます。

簡易サウナ設備は、従来の消防法令上のサウナ設備と特性が異なることから、別の種類のものとして位置づけるために、対象火気設備等の種類に、第7条の2において簡易サウナ設備を新設をしております。また、簡易サウナ設備以外のサウナ設備を一般サウナ設備として定義するために、第7条の3において、サウナ設備を一般サウナ設備と改めております。

第29条の7、住宅における火災の予防の推進では、住宅用防災機器に感震ブレーカーを加え、住宅における火災の予防を推進するための施策に、感震ブレーカーの普及促進を明記しております。

第44条、火を使用する設備等の設置の届出では、第1項第6号の2に簡易サウナ設備、個人が設けるものを除くを新設し、相対的に、火災危険性が低いと考えられる個人が設けるものを除き一般サウナ設備と同様に届出を要すること。としております。

議案関係資料141ページをお願いします。

附則、施行期日、この条例は公布の日から施行するとしております。ただし、第2条の規定については、令和8年3月31日から施行するとしております。以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

(安岡 良仁 議長)

生松教育次長。

教育次長

(生松 克祐 教育次長)

おはようございます。

それでは議案第5号、東洋町立小学校設置条例の一部を改正することについて御説明いたします。

議案関係資料142ページ、それと新旧対照条文9ページでございますが、新旧対照条文にて御説明いたします。

今回の改正は、令和8年度の新学期から野根小学校と野根中学校を一緒にする小中一貫校とし、一貫校を実施する場所を野根中学校の校舎とするために、野根小学校の位置、住所でございますが、改正するものでございます。改正内容は、第2条関係の別表、

現行の住所地を野根丙 1 1 0 4 番地 1 から、改正後の野根丙 9 9 4 番地 1、これは野根中学校の住所地となりますが、改正するものでございます。

これは現在の小学校は在校児童がなく休校としておりますが、令和 8 年度入学時には、入学時における野根小学校の在校、児童数は 1 名のみとなるため、1 名のみでは、これからの教育、それと集団コミュニケーションなどの学びの場である小学校の教育環境面などに置いて、本教育委員会、また保護者及び児童にとっても、さまざまな不安や心配も懸念されるものと思慮されます。そこで中学校と一緒に教育を実施するため、小中一貫校を実施して参りたいと考えております。今後なんですけども、小中一貫校の校舎につきましては、今後、津波避難等の防災面も考慮し、野根中学校ではなく、野根小学校の場所において小中一貫校として、教育をと考えております。しかし現在、小学校での整備面において時間を要するため、まずは一時的に中学校の場所を一貫校として実施し、予定として今年度 2 学期には野根小学校の場所において、教室等の環境整備を行い、小中一貫校とすることを考えております。またそのときには、また、このような、住所の変更の改正があらうかと思いますが、そのときには上程したいと考えております。以上でございます。御審議のほどよろしく願います。

議長

(安岡 良仁 議長)

田岡税務課長。

税務課長

(田岡 いずみ 税務課長)

おはようございます。

私からは、議案第6号東洋町国民健康保険税条例の一部を改正することについて御説明いたします。

高知県では、令和4年8月に県内国保の保険料水準統一などの基本方針について、県と市町村長で合意が行われ、県内国保運営統一に向けての取組が行われております。

また、保険料については、令和12年度に県内市町村の保険料水準の統一を行う予定となっております。今回の改正は、令和12年度の県内国保の保険料水準の統一に向けて、継続的な保険料の引き上げが必要であるため、県から示された標準保険料率を参考に、本町の国保税率などを引き上げる改正を行うものであります。

改正条文は、議案関係資料の143ページから145ページ、新旧対照条文につきましては、10ページから26ページまでとなっております。

新旧対照条文により主要な改正内容を御説明します。

10ページから11ページになります。

第3条では、基礎課税額の所得割額の税率を100分の7.33から100分の7.56に、第5条では、基礎課税額の被保険者均等割額を2万6,600円から2万8,500円に改正をしております。

第5条の2では、12ページをお願いします。

基礎課税額の世帯別平等割額の税率を特定世帯及び特定継続世帯以外については、1万7,200円から1万8,400円に、特定世帯では8,600円から9,200円に、13ページに移ります。特定継続世帯では1万2,900円から1万3,800円の改正をしております。

特定世帯とは、世帯の中で、国保から後期高齢者医療に移行さ

れた方がいて、その世帯で国保に加入されている方が1人になった世帯のことです。

特定世帯につきましては、5年間国保税の平等割が2分の1軽減をされて算定することになっております。

また、特定継続世帯とは、5年経過しても国保と後期高齢者医療の分かれている状況が解消されない世帯です。

特定継続世帯では、国保税平等割額の4分の1が軽減となり、軽減措置が3年継続されることとなっております。

第6条では、後期高齢者支援金等課税額の所得割額の税率を100分の2.41から100分の2.72に、第7条の2では、後期高齢者支援金等課税額の均等割額を9,200円から1万600円に改正をしております。

14ページに移ります。

第7条の3では、後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額の税率を特定世帯及び特定継続世帯以外については5,800円から6,700円に、特定世帯では2,900円から3,350円に、特定継続世帯では4,350円から5,025円の改正をしております。

第8条では、介護納付金課税被保険者に係る所得割額の税率を100分の1.97から100分の2.24に改正をしております。

15ページに移ります。

第9条では、介護納付金課税被保険者に係る均等割額を1人1万6,200円から1万7,800円の改正をしております。

第23条第1項は、国保税の減額について、国保加入者の前年の総所得金額の合計額が一定金額以下の世帯については、均等割と平等割を減額する制度がございます。

今回の改正に伴いまして、均等割と平等割が減額される額の改正をしております。

24ページをお願いします。

第23条第2項では、世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者未就学児がある場合の均等割額の減額について定めております。こちらにつきましても、今回の改正に伴い減額される額の改正を行っております。

この条例は令和8年4月1日から施行となっております。

この条例による改正後の東洋町国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国保税について適用し、令和7年度分までの国保税については、従前の例によります。

以上でございますが、今回の改正について、国民健康保険税条例の一部を改正する条例案の資料を配付しております。

この資料には、現行の税率と改正後、また、県から示された標準保険料率との比較などを添付しております。後ほど御参照していただきたいと思えます。

今回の国保税条例の改正は国保加入者の皆さまに応分の負担をしていただく改正となっておりますが、御理解のほどよろしく願いいたします。以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

(安岡 良仁 議長)

ここで休憩をいたします。

再開は10時半です。10時半です。

(休憩時間：10時12分)

再開をいたします。

議長

	<p>(再開時間：10時30分)</p> <p>大坪産業建設課長。</p> <p>(大坪 靖幸 産業建設課長)</p> <p>それでは私から議案第7号、東洋町休憩所の設置及び管理に関する条例を定めることについて、御説明をいたします。</p> <p>議案関係資料の146ページをお願いします。</p> <p>野根地区に整備をしております公衆トイレ及び東屋などの設置につきましては、2月末に工事を終えまして、完成検査を残すのみとなっております。</p> <p>本条例の制定につきまして、第1条の目的では、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、東洋町休憩所の設置及び管理について、必要な事項を定めるものとしております。第2条は施設の名称を野根地区休憩所、位置を東洋町大字野根丙1848番地1と定めております。第3条は施設を利用する方の責務を、第4条は施設利用者の制限を、第5条は施設の利用者が故意または過失により施設等を滅失、または損傷したときの損害賠償等を、第6条では施設の管理を委託することができるよう規定をしております。この条例は公布の日から施行することとしております。以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>(安岡 良仁 議長)</p> <p>生田産業建設課長。</p>
産業建設課長	<p>(生田 憲一 産業建設課長)</p> <p>それでは私のほうから、議案第8号から第10号まで、御説明させていただきます。まずは、議案第8号です。</p>

東洋町火入れに関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案関係資料は148ページ、新旧対照条文は27ページを御参照願います。

新旧対照条文により、御説明いたします。

現行、第14条第1項及び第2項において異常乾燥注意報又は、を改正後、若しくは乾燥注意報が発表され、又は林野火災に関する注意報若しくは、に改めるものでございます。

これは一点目として、火入れ許可の期間中であっても仕入れを行ってはいけない要件に林野注意報及び林野火災警報が発令された場合を追加するものです。

二点目として、異常乾燥注意報という名称が現在使用されていないために、乾燥注意報に改めること。また、気象庁が発する強風注意報及び乾燥注意報については、発令ではなく、発表であることを踏まえて改めるものでございます。説明は以上でございます。

続きまして、議案第9号、東洋町簡易水道条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案関係資料は149ページ、新旧対照条文は28ページを御参照願います。

新旧対照条文により御説明いたします。

現行第9条第1項中の本町指定の業者を、町長が法第16条の2第1項の規定により指定したものに改め、さらに、改正後のただし書を追加する条例改正となります。

これは、令和6年の能登半島地震を教訓に、災害その他非常の場合にあっては、地元の指定工事業者の確保が困難になると判断

されるときは、宅内配管及び被災地における給水装置工事の早急な復旧を図るため、ほかの水道事業者が指定した工事業者による給水装置工事の実施を可能とし、非常の場合にあっても、復旧に対応する工事業者を確保するためでございます。説明は以上でございます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

続きまして、議案第10号、東洋町公共下水道条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案関係資料は150ページ、新旧対照条文は29ページを御参照願います。

新旧対照条文により御説明いたします。

現行、第6条において、新たに第2項を追加する条例改正となります。これは水道と同様に、災害その他非常の場合にあっては、指定業者だけでは復旧作業に遅れが生じると判断される場合には、ほかの市町村長の指定を受けた工事業者による工事の実施を可能とし、非常の場合にあっても、復旧に対応する業者を確保することを目的とするものでございます。説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長

(安岡 良仁 議長)

築地総務課長。

総務課長

(築地 仲音 総務課長)

それでは、議案第11号、令和7年度東洋町一般会計補正予算第5号を定めることについて御説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

<p>議長</p>	<p>今回の補正では、歳入歳出それぞれ5,895万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ42億8,490万7千円とするものでございます。</p> <p>3ページをお願いいたします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p> <p>(安岡 良仁 議長)</p> <p>堀川住民課長兼地域包括支援センター事務局長。</p>
<p>住民課長兼地域包括支援センター事務局長</p>	<p>(堀川 歩 住民課長兼地域包括支援センター事務局長)</p> <p>それでは、議案第12号、令和7年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第4号を定めることについて御説明いたします。</p> <p>予算書の1ページをお願いします。</p> <p>今回の補正では、歳入歳出それぞれ144万2千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,416万1千円とするものでございます。</p> <p>2ページをお願いいたします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p>
<p>議長</p>	<p>(安岡 良仁 議長)</p> <p>大坪産業建設課長。</p>
<p>産業建設課長</p>	<p>(大坪 靖幸 産業建設課長)</p> <p>議案第13号、令和7年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算第2号を定めることについて御説明をいたします。</p> <p>今回の補正予算につきましては、歳入予算生見駐車場使用料について、歳入不足が見込まれるため減額しまして、一般会計から</p>

議長	<p>の繰入金を増額して予算の組替えを行うものでございます。</p> <p>予算書の1ページをお願いします。</p> <p>歳入歳出の総額をそれぞれ2,164万6千円としております。</p> <p>2ページをお願いします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p> <p>(安岡 良仁 議長)</p> <p>生田産業建設課長。</p>
産業建設課長	<p>(生田 憲一 産業建設課長)</p> <p>それでは議案第14号、令和7年度東洋町下水道事業会計補正予算第3号を定めることについて御説明いたします。</p> <p>予算書の1ページをお願いします。</p> <p>第2条、資本的収入及び支出の補正につきまして、支出科目第1款資本的支出の既決予定額9,277万1千円に補正予定額40万円を追加し、9,317万1千円とするものです。</p> <p>2ページをお願いします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p> <p>続きまして、議案第15号、令和7年度東洋町簡易水道事業会計補正予算第2号を定めることについて御説明いたします。</p> <p>予算書の1ページをお願いします。</p> <p>第2条、企業債につきまして、ここでは、起債の借入れ限度額等について示しております。</p> <p>今回の補正において、借入れ利率の上限を2パーセント以内か</p>

ら5パーセント以内へ改めております。これは、市場金利が上昇傾向にあり、2パーセント以内の借入れが困難となる情勢が想定されるため、5パーセント以内まで引き上げる補正をしております。以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

議長

(安岡 良仁 議長)

築地総務課長。

総務課長

(築地 仲音 総務課長)

それでは、議案第16号、令和8年度東洋町一般会計予算を定めることについて御説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

今回の当初予算では、歳入歳出それぞれ35億6,587万5千円としております。前年度と比較をして6億4,612万8千円、15.3パーセントの減額としております。

3ページをお願いいたします。

(予算書に基づき説明)

(議員自席より、議長。構いませんか。)

(安岡 良仁 議長)

はい、どうぞ。

(議員自席より、今こういう形で初めて説明受けたが、歳入歳出のね、これは結局この他の部分はどうなりますか、議案書の予算書から収入収支を見よる間にね、全くほとんどが本当10分の1ぐらいしか説明がないが。後のことについては、どうということになります。我々議員は議会としてどのように質問する。)

	<p>(安岡 良仁 議長)</p> <p>最終日に予算の質疑の時間がありますので、最終日、予算書の質疑の時間がありますのでそのときに、質疑をしていただければ幸いです。</p> <p>(議員自席より、これは今言う、一つ一つ一般会計について、……会計についてそう言うように質問せえという事。ほんで今言う、ちょっと待ってよ。質問する、分かるんよ、しかし、その内容がなかなか全部予算書だけではね、出しちゃある予算書だけ見てから内容分からんきに、事実が分からんきに、だから、事前に課の方に聞き合わせ今までしてきたんですよ。これはどういうことですか。これはどうなっているんですか。という形で、今回から全く拒否されているんです質問がね、</p>
議長	<p>(安岡 良仁 議長)</p> <p>休憩します。</p>
住民課長補佐	<p>再開をいたします。奥村住民課長補佐。</p> <p>(奥村 忍 住民課長補佐)</p> <p>田岡住民課長が急用により欠席をいたしましたので、私の方から議案第17号と18号について御説明をいたします。</p> <p>それでは議案第17号、令和8年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を定めることについて御説明をいたします。予算書、御手元にありますでしょうか。</p> <p>それでは予算書の1ページをお願いいたします。</p> <p>今回の当初予算では、歳入歳出それぞれ5,270万8千円としております。前年度と比較して1,123万6千円、17.6パーセントの減額となっております。</p>

	<p>2ページをお願いいたします。 (予算書に基づき説明)</p> <p>続きまして、議案第18号、令和8年度東洋町国民健康保険事業特別会計の予算を定めることについて御説明をいたします。</p> <p>予算書を手元にございます、でしょうか。予算書の1ページをお願いいたします。</p> <p>今回の当初予算では、歳入歳出それぞれ5億3,660万円としております。前年度と比較して1,033万円、1.9パーセントの減額となっております。</p> <p>2ページをお願いいたします。 (予算書に基づき説明)</p> <p>(安岡 良仁 議長)</p> <p>ここで休憩をします。再開は1時30分です。 (休憩時間：11時50分)</p> <p>再開いたします。 (再開時間：1時30分)</p> <p>堀川住民課長兼地域包括支援センター事務局長。</p> <p>(堀川 歩 住民課長兼地域包括支援センター事務局長)</p> <p>それでは、議案第19号、令和8年度東洋町介護保険事業特別会計予算を定めることについて御説明いたします。</p> <p>予算書1ページをお願いいたします。</p> <p>予算の総額は歳入歳出それぞれ5億6,320万4千円を計上しております。対前年度では810万8千円の減額となっております。</p>
議長	
住民課長兼地域包括支援センター事務局長	

議長	<p>ます。</p> <p>2ページをお願いいたします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p> <p>(安岡 良仁 議長)</p> <p>手島住民課長。</p>
住民課長	<p>(手島 憲作 住民課長)</p> <p>議案第20号、令和8年度東洋町介護サービス事業特別会計予算を定めることについて御説明いたします。</p> <p>予算書1ページをお願いいたします。</p> <p>予算の総額は歳入歳出それぞれ1,873万4千円を計上しており、対前年度比では288万1千円の増額となっております。</p> <p>2ページをお願いします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p>
議長	<p>(安岡 良仁 議長)</p> <p>大坪産業建設課長。</p>
産業建設課長	<p>(大坪 靖幸 産業建設課長)</p> <p>議案第21号、令和8年度東洋町観光施設事業特別会計予算を定めることについて、御説明をいたします。</p> <p>予算書の1ページをお願いします。</p> <p>歳入歳出の総額をそれぞれ2,879万9千円としております。</p> <p>2ページをお願いします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p>

<p>議長</p>	<p>(安岡 良仁 議長)</p> <p>奥村住民課長補佐。</p>
<p>住民課長補佐</p>	<p>(奥村 忍 住民課長補佐)</p> <p>田岡住民課長が欠席をしておりますので私の方から、議案第22号、令和8年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を定めることについて御説明をいたします。</p> <p>予算書の1ページをお願いいたします。</p> <p>今回の当初予算では、歳入歳出それぞれ4,982万円としております。前年度と比較して134万9千円、2.8パーセントの増額となっております。</p> <p>2ページをお願いいたします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p>
<p>議長</p>	<p>(安岡 良仁 議長)</p> <p>生田産業建設課長。</p>
<p>産業建設課長</p>	<p>(生田 憲一 産業建設課長)</p> <p>それでは、議案第23号、令和8年度東洋町下水道事業会計予算について御説明いたします。</p> <p>予算書の1ページをお開きください。</p> <p>第3条、収益的収入及び支出の予定額でございます。</p> <p>収入、第1款下水道事業収益は、第1項営業収益1,452万2千円。第2項営業外収益9,898万6千円としまして、総額1億1,350万8千円と定めております。</p> <p>支出として、第1款下水道事業費用は、第1項営業費用1億4,</p>

044万5千円。第2項営業外費用、676万8千円。第3項予備費50万円としまして、総額1億771万3千円と定めております。

2ページをお願いします。

(予算書に基づき説明)

続きまして、議案第24号、令和8年度東洋町簡易水道事業会計予算について御説明いたします。

予算書の1ページをお開きください。

第3条、収益的収入及び支出の予定額でございます。

収入、第1款簡易水道事業収益は、第1項営業収益4,004万円。第2項営業外収益4,577万8千円としまして、総額8,581万8千円と定めております。

支出に移ります。第1款簡易水道事業費用は、第1項、営業費用7,642万5千円。第2項営業外費用451万9千円。第3項予備費50万円としまして、総額8,144万4千円と定めております。

2ページをお願いします。

(予算書に基づき説明)

(安岡 良仁 議長)

築地総務課長。

議長

(築地 仲音 総務課長)

それでは、議案第25号、東洋町過疎地域持続的発展計画の策定について御説明いたします。こちらの資料を御用意ください。それでは説明を始めさせていただきます。

総務課長

過疎地域自立促進特別措置法に基づき、令和3年度から令和7年度までの5ヶ年計画を策定しておりますが、計画期間が満了となることから、新たに令和8年度から令和12年度までの5ヶ年計画を策定するものでございます。この計画を策定することで、過疎債の借入をすることができ、有利な起債を利用することにより、本町の財政負担の軽減を図って参りたいと考えております。

8ページをお願いいたします。この計画では、第3期東洋町まちひとしごと創生総合戦略との整合性を図るため、表1の1、(2)人口の見通しについては、総合戦略に合わせ、2023年3月の社人研推計などについても記載をしております。こちらの表では、令和42年に東洋町の人口は581人と推計をされております。

13ページをお願いいたします。

(5)地域の持続的発展のための基本目標として、2行目後段からになりますが、第3期東洋町まちひとしごと創生総合戦略では、令和7年から17年までの10年間で、社会増が年間20人まで上昇することを見込んでおり、令和42年に1,800人を目標として掲げております。本過疎計画においても同一の目標を設定し、過疎地域ならではの産業の磨き上げや自然を生かした観光の振興により交流人口の拡大を図り、また、本町で安心、安全、豊かな暮らしができるように、インフラ整備や福祉の拡充や子育て世帯のサポート、教育の振興を包括的に行っていく。こととしております。

この計画に係る事業につきましては、空き家活用促進事業、自然休養村改修事業、飲料水施設改良事業、ストックマネジメント計画事業、高規格道路建設に伴う下水道管移設事業、ゴミ収集運搬車購入事業、甲浦保育園高台移転事業、町内小中学校屋内運動

	<p>場冷房設備設置工事、ふれあい館なごみ取壊工事、公営塾事業などがございます。その他の事業等につきましては、のちほど御参照願います。説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。</p> <p>(安岡 良仁 議長)</p> <p>以上で一括議題とした提出案件の説明が全て終わりました。</p> <p>日程第 2 7、同意第 2 号、東洋町教育委員会の教育長の任命につき同意を求めることについての件を議題とします。</p> <p>直ちに提出者の説明を求めます。</p> <p>長崎町長。</p>
議長	<p>(長崎 正仁 町長)</p> <p>それでは議案提案理由説明書の 2 5 ページからお願いをいたします。</p> <p>同意第 2 号、東洋町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて、次の者を教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により議会の同意を求めます。令和 8 年 3 月 5 日提出でございます。</p> <p>住所は、安芸郡東洋町大字河内 1 7 9 6 番地 2、氏名は、蛭子浩久氏でございます。生年月日は、昭和 3 7 年 1 2 月 2 6 日生まれの満 6 3 歳でございます。任期は、令和 8 年 5 月 2 3 日から令和 1 1 年 5 月 2 2 日までの 3 年間としております。</p> <p>提案理由についてでございます。</p> <p>令和 8 年 5 月 2 2 日をもって、教育長の蛭子浩久氏の任期が満了となります。引き続き、蛭子浩久氏を教育長に任命したいと存じますので、よろしくお願いを申し上げます。なお、次ページへ</p>

議長	<p>経歴を添付しておりますので、御参照願います。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>(議員自席より、議長。)</p> <p>(安岡 良仁 議長)</p> <p>はい、何ですか。</p> <p>(議員自席より、本人に一遍所信表明してもうたらどうですか。)</p> <p>(安岡 良仁 議長)</p> <p>また後で挨拶あります。</p> <p>(議員自席より、了解。)</p> <p>(安岡 良仁 議長)</p> <p>提出者の説明が終わりました。</p> <p>本案については質疑討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしとの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、さよう決しました。</p> <p>これより同意第2号、東洋町教育委員会の教育長の任命につき同意を求めることについての件を採決します。</p> <p>この採決は無記名投票をもって行います。</p> <p>議場の閉鎖を命じます。</p>
----	---

ただいまの出席議員は7名であります。

議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に7番、廣田齋史君並びに1番、今宮幸太君を指名いたします。

投票用紙を配付させます。

本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、議会会議規則第84条の規定により、否とみなすことになっております。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(なしとの声あり)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

異常なしと認めます。

これより投票に入ります。

1番議員より順次投票を願います。

投票漏れはありませんか。

(なしとの声あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

7番、廣田齋史君並びに1番、今宮幸太君立会いをお願いいたします。

投票の結果を報告します。

投票総数7票、うち有効投票7票、無効投票0票であります。有効投票中賛成7票、反対0票であります。以上のとおりであります。

教育長	<p>よって、同意2号、東洋町教育委員会の教育長の任命につき同意を求めることについての件は、同意することに決定をいたしました。</p> <p>議場の閉鎖を解きます。</p> <p>ただいま選任されました蛭子浩久君が議場におられますので、一言あいさつを受けることにしたいと思います。</p> <p>蛭子浩久君。</p> <p>(蛭子 浩久 教育長)</p> <p>ただいま、教育長任命に同意をいただきありがとうございます。これまで本町の教育行政に全力で取り組んできましたが、山積する課題を前に、その責任の重さを改めて痛感しております。</p> <p>引き続き、議員の皆様、そして町民の皆様の声を真摯に伺いながら、本町の子供たちが夢と希望を持って健やかに成長できるよう、全力で取り組んでまいります。</p> <p>今後とも、より一層の御指導、御協力をいただきますよう、お願い申し上げ再任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。</p> <p>以上で本日の議事日程はすべて終了しました。ここでお諮りします。</p> <p>冒頭の議会運営委員長の報告のとおり、本会議散会后から休会とし、一般質問のため、12日午前9時から再開したいと思います。これに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしとの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よってさよう決しました。</p>
-----	---

本日は、これにて散会をいたします。

次回の議会放送は12日午前9時から放送します。

これにて議会放送を終了いたします。

どうもお疲れでございました。

(散会時間：14時30分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

議長 江田 良仁

署名議員 大坪千倫

署名議員 高島俊彦